

平成27年2月吉日

弁護士法人 三宅法律事務所主催 セミナー

「改正個人情報保護法・マイナンバー法」のご案内

本セミナーは改正個人情報保護法の具体的な対応に重きを置いたセミナーです。

日 時	平成28年3月 3日(木)午後6時30分~午後8時 平成28年3月 4日(金)午後6時30分~午後8時 平成28年3月 8日(火)午後6時30分~午後8時 平成28年3月14日(月)午後6時30分~午後8時 各回の15分前より受付開始
場 所	弁護士法人三宅法律事務所 東京事務所 (東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館9階)
募集定員	各回15名程度(申込者多数の場合は、先着順とさせていただきます。)
参加料	無料
申込方法	裏面の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申込みください。 お申込みいただきましたら、受付・満員を問わずFAXにてご連絡差し上げておりますので必ず返信FAXをご確認ください。お申し込み後、2営業日経っても返信がない場合は恐れ入りますが弊事務所までお問い合わせください。 一社につき複数名でお申込みの場合は、各人ご記入の上、それぞれFAXをお送りください。なお、同部課からのお申込みは、2名程度まででお願い致します。 また、12月から2月にかけて開催致しております、弊所主催の同セミナーにご参加の方もお申込みいただけますが、内容が重なる部分も多々ある予定ですので、ご了承ください。 準備の都合上、2月26日(金)までにお申込みいただければ幸甚です。
講 師	弁護士法人 三宅法律事務所 パートナー弁護士 渡邊雅之

【プログラム】

1. 個人情報保護法の改正法
 - 個人情報の定義の明確化(運転免許番号、クレジットカード番号なども・・・)
 - 要配慮個人情報(いわゆる機微情報)に関する規定の整備
 - パーソナルデータの利活用のための匿名加工情報に関する加工方法や取扱い
 - 利用目的の変更を可能とする規定の整備
 - 個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備
 - トレーサビリティの確保(第三者提供に係る確認及び記録の作成義務)
 - 本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
 - 取り扱う個人情報が5,000人以下のマイナンバー法上の小規模取扱事業者への対応
 - 個人データの廃棄の努力義務:マイナンバー法追随
 - 国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
 - 不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設
 - 個人情報保護委員会を新設し、現行主務大臣の権限を一元化
 - 個人情報保護規程の変更内容(現時点での雛型を提示)
 - 改正法に基づく規程案の提示
2. マイナンバー法の改正法
 - 預貯金口座への付番の実務上の諸論点

会場地図



東京都千代田区有楽町 1 - 7 - 1
有楽町電気ビルディング北館 9 階
弁護士法人三宅法律所内会議室

J R 有楽町駅 日比谷口より徒歩 1 分
東京メトロ千代田線、日比谷線、都営三田線
日比谷駅 A 3 出口より地下で直結

参加申込書「改正個人情報保護法・マイナンバー法」

弁護士法人 三宅法律事務所 宛 (F A X : 03-5288-1025)

貴社名	ふりがな		
連絡先 (TEL)			
(FAX)			
所属部署・役職名	ふりがな		
	参加者ご氏名		
ご希望の日に おお付けください。 複数 をつけられた場合は、こちらで決めさせていただきますのでご了承ください。			
3 / 3 (木)	3 / 4 (金)	3 / 8 (火)	3 / 14 (月)

セミナーH (H27 年度)

お申し込み多数により、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

企業内弁護士を除く弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、コンサルタント、マスコミの方、学生の方のお申込みはご遠慮ください。

ご記入いただく個人情報につきましては、通常連絡・セミナー運営管理のみに利用させていただきます。

詳細は、弊事務所ホームページ (<http://www.miyake.gr.jp/>) 記載の「プライバシーポリシー」をご確認ください。

お問い合わせ先 : 03-5288-1021 (代表) (担当 : 野村・松原・吉野)